

不利益処分

処分名	保険医等に対する連帯納付命令
根拠法令	国民健康保険法第 65 条第 2 項
所管課	国保年金課（名瀬） 市民福祉課（住用） 市民課（笠利）

1 処分基準

(1) 処分の内容

不正のあった保険医に対し，保険給付を受けた者に連帯して徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

(2) 処分の要件

保険医等が，診断書に虚偽の記載をしたために，保険給付等が行われたことが明らかになった場合